

「長野県松本文化会館自動販売機設置及び維持管理業務委託」見積条件

(一財)長野県文化振興事業団が管理運営する長野県松本文化会館に自動販売機を設置する事業者(以下「設置事業者」という。)を募集します。

この募集に参加される方は、この募集要項の内容を承知のうえ、お申し込みください。

1 応募資格要件

長野県の入札参加資格を有する事業者。

2 公募事項及び条件等

(1) 自動販売機の設置及び維持管理の業務委託

(2) 設置物件

財産の名称：長野県松本文化会館

所在地：松本市水汲69-2

物件番号	設置箇所	面積	位置	販売品目	摘要
1	1階正面玄関ホールの一角④及び楽屋口⑤	1. 818㎡×2箇所 合計3,636㎡	位置図④及び⑤	清涼飲料 (缶・ペットボトル)	・スポーツ飲料を含める。 ・乳飲料、乳酸菌飲料を除く。

※ 面積には、転倒防止器具・放熱余地・回収ボックス(自販機1台につき2台)設置部分を含みます。

(3) 販売商品の種類及び販売価格

① 販売商品の種類

上記(2)記載の販売品目(及び摘要)欄に記載のとおりとします。

酒類及びタバコの販売はできません。

② 販売価格

標準販売価格(定価)以下としてください。

(4) 委託条件等

① 委託期間

令和11年3月31日までとします。(更新なし)

ただし、県が公用又は公共用に供するため必要が生じたとき、設置事業者(借受者)が、委託条件のいずれかに違反する行為を行ったときは、貸付契約を解除することがあります。

② 販売手数料

採用された見積書に記載された金額に、当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額をもって販売手数料とし、契約当初に販売手数料を(一財)長野県文化振興事業団が発行する請求書により(一財)長野県文化振興事業団が指定する日までに納入してください。

ただし、消費税額分について、委託期間中に消費税率の変更があった場合は、新税率による消費税との差額を加算することとします。

なお、行政財産の目的外使用料は販売手数料に含まれます。

③ 光熱水費及びその他必要経費

電気料等設置に伴い管理上必要とする経費は、自動販売機設置事業者の負担とし、販売手数料とは別に通知するところにより納入してください。

なお、設置事業者は、自動販売機の設置に当たり光熱水費を算定するための子メーターを自らの負担で設置してください。

また、自動販売機の設置及び撤去に要する工事費、移転費その他必要とされる一切の経費についても設置事業者の負担とします。

④ 環境配慮

設置する自動販売機は、省エネルギー、ノンフロン対応等の環境負荷を低減した機種としてください。

(5) 禁止事項

① 自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡又は転貸することはできません。

② 自動販売機の設置及び管理運営に必要な一切の業務を第三者に委託することはできません。

(6) 維持管理責任

① 商品補充、金銭管理など自動販売機の維持管理については、設置事業者が行ってください。

なお、盗難等による商品及び自動販売機が汚損又は損傷したときは、設置事業者の負担により速やかに復旧するとともに、設置事業者の損害について、長野県松本文化会館館長の責に帰することが明らかな場合を除き、長野県松本文化会館館長はその責を負いません。

また、賞味期限等に留意して、商品管理を適切に行ってください。

② 使用済み容器の回収ボックスは、原則として自動販売機1台に2個の割合で貸付面積を超えない範囲で設置し、設置事業者の責任で適切に回収、リサイクルを行ってください。また、回収ボックスから使用済み容器が溢れたりすることがないように回収頻度等について十分考慮のうえ、適切な維持管理に努めなければなりません。

③ 衛生管理及び感染症対策については、関係法令等を遵守するとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は、遅滞なく手続き等を行わなければなりません。

④ 自動販売機の設置に当たっては、設置事業者の負担により転倒防止等の必要な安全措置を行わなければなりません。

⑤ 自動販売機の故障、問い合わせ及び苦情等については、設置事業者の責任において対応してください。また、自動販売機に故障時等の連絡先を明記してください。

⑥ 設置事業者は、受託期間中に（一財）長野県文化振興事業団から報告を求められたときは、自動販売機毎の販売実績（缶・ペットボトルの別、容量の別、月別の販売本数と販売総額等）を指定された日時までに（一財）長野県文化振興事業団に報告することとします。

なお、報告された販売量については次回入札等の際に公表します。

(7) 原状回復等

設置事業者は、委託期間が満了し、又は契約が解除された場合には、速やかに原状回復してください。

また、設置事業者は、長野県松本文化会館館長に対し、原状回復に要した費用、自動

販売機の設置に伴い支出した費用、有益費その他一切の費用について、補償を請求することができません。

3 参考データ

(1) 利用可能日

長野県文化会館条例（昭和57年条例第33号）第11条に定める日を除く毎日。

(2) 勤務者数（職員数、委託業者人数）36人（令和8年2月1日現在）

(3) 利用者数1日平均 約637人（令和5年4月から令和7年12月までの実績）

(4) 売上実績（令和5年4月から令和7年12月までの実績）

現在番号	次契約時番号	設置箇所	販売品目 (記載例)	売上数量	備考
①	①	1階玄関ホールの一 corner ただし、入札対象外	清涼飲料 (缶・ペットボトル)	24,707本	売上数量は令和5年4月～令和7年12月までの33ヶ月間、利用者数1日平均約637人の実績
②	②	1階玄関ホールの一 corner	清涼飲料 (缶・ペットボトル)	15,186本	売上数量は令和5年5月～令和7年12月までの32ヶ月間、利用者数1日平均約640人の実績
③	③	1階玄関ホールの一 corner	清涼飲料 (缶・ペットボトル)	20,485本	売上数量は令和5年4月～令和7年12月までの33ヶ月間、利用者数1日平均約637人の実績
④	⑤	1階楽屋口の一 corner	清涼飲料 (缶・ペットボトル)	4,358本	同上
⑤	⑥	1階楽屋口の一 corner	清涼飲料 (缶・ペットボトル)	5,947本	同上
	④	1階玄関ホールの一 corner ただし、入札対象外	清涼飲料 (缶・ペットボトル)	実績無し	令和8年4月から新たに設置

※ 1 売上数は現設置事業者の申告した数量です。

※ 2 自販機番号は別添配置図（①～⑥）のとおりです。

令和8年4月から1階玄関ホールの一 cornerは1台増設となります。

4 設置事業者の決定

設置事業者の決定は次のとおりとします。

- (1) 有効な見積書を提出した者であって、長野県松本文化会館館長が定めた予定価格以上の価格をもって応募した者を設置事業者とします。

5 契約の締結

設置事業者は、決定の日から5日以内に長野県松本文化会館館長と業務委託契約書によ

り契約を締結しなければなりません。

6 設置事業者の決定の取り消し

- (1) 正当な理由なくして、指定の期日までに契約を締結しない場合
- (2) 設置事業者が応募資格を失った場合

7 その他

- (1) 契約・貸付手続きに関する一切の費用については、設置事業者の負担とします。
- (2) 契約締結後、食品衛生法等の法令の規定により営業等の許認可を要する場合には、営業開始までに長野県松本文化会館館長に許認可を証する書類（許可証の写しなど）を提出してください。

【お問い合わせ先】

長野県松本文化会館 施設運営課 宮坂 文章
〒390-0311
松本市水汲69-2
電話 0263-34-7100